

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(局の分課) 第五条			
(局名)	(課名)	(局名)	(課名)
総務局 総務課、秘書課、人事課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課	総務課、秘書課、人事課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課	総務局 総務課、秘書課、人事課、行政経営管理課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課	総務課、秘書課、人事課、行政経営管理課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課
(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局 健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課	健康福祉局 健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、医療課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護計画課、医療介護人材課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域福祉課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課	健康福祉局 健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、医療課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護計画課、医療介護人材課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域福祉課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
商工労働局 商工労働総務課、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、観光課	商工労働総務課、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、観光課	商工労働局 商工労働総務課、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、観光課	商工労働局 商工労働総務課、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、観光課
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
(総務局各課の分掌事務) 第八条 (略) 総務課 一一二四 (略) 二五 内部統制制度に関する(審理監の所掌に属するものを除く。) 二六―三三 (略) 秘書課 (略) 人事課 一一八 (略)		(総務局各課の分掌事務) 第八条 (略) 総務課 一一二四 (略) 二五―三二 (略) 秘書課 (略) 人事課 一一八 (略)	
九 定員管理並びに事務の配分及び委任に関する(略)。			

- 十 行政運営の総合調整に関すること。
- 十一 県庁働き方改革の推進に関すること。
十二 十九 (略)

九一 十六 (略)

行政経営管理課

- 一 定員管理並びに事務の配分及び委任に関すること。
- 二 行政運営の総合調整に関すること。
- 三 業務プロセスの再構築に関すること。
(デジタル県庁推進担当課長の所掌に属するものを除く。)
- 四 内部統制制度に関すること。
- 五 県庁働き方改革の推進に関すること。
- 六 広島県指定管理者選定委員会に関すること。

デジタルトランスフォーメーション推進チーム―福利課 (略)

財政課

- 一―四 (略)
- 五 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に関すること。(広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)第五条第一項の規定により設置された病院事業局、広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)第四条の二第一項の規定により設置された企業局(以下「企業局」という。))及び広島県土地造成事業の設置等に関する条例(令和四年広島県条例第二号)第五条第一項の規定により設置された商工労働局の所掌に属するものを除く。)

六―十 (略)

六―十 (略)

財産管理課

- 一―四 (略)
- 五 県庁舎の執務環境の整備、部屋割及び維持管理(庁内の取締りを除く。)に関すること。

- 一―四 (略)
- 五 県庁舎の部屋割及び維持管理(庁内の取締りを除く。)に関すること。

六―九 (略)

六―九 (略)

- 十 官民の連携による公共施設等の整備及び運営の方針の検討に関すること。
- 十一 広島県指定管理者選定委員会に関すること。

税務課―研究開発課 (略)

2 (略)

- 3 審理監は、次に掲げる事務を分掌する。
 - 一 行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務に関すること。

- 二 内部統制制度の運用状況等の評価に関すること。

4 (略)

4 (略)

2 (略)

- 3 審理監は、行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を分掌する。

(地域政策局各課の分掌事務等)
第九条 (略)

地域政策総務課―市町行財政課 (略)
スポーツ推進課

一―九 (略)

十 (略)

国際課 (略)

2・3 (略)

(環境県民局各課の分掌事務等)

第十条 (略)

環境県民総務課―学事課 (略)

環境政策課

一・二 (略)

三―十四 (略)

環境保全課―産業廃棄物対策課 (略)

2・3 (略)

(健康福祉局各課の分掌事務等)

第十一条 (略)

健康福祉総務課―こども家庭課 (略)

(地域政策局各課の分掌事務)
第九条 (略)

地域政策総務課―市町行財政課 (略)
スポーツ推進課

一―九 (略)

十 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事

十一 (略)

国際課 (略)

2・3 (略)

(環境県民局各課の分掌事務等)

第十条 (略)

環境県民総務課―学事課 (略)

環境政策課

一・二 (略)

三 公害防止計画の策定に関する事

四―十五 (略)

環境保全課―産業廃棄物対策課 (略)

2・3 (略)

(健康福祉局各課の分掌事務等)

第十一条 (略)

健康福祉総務課―こども家庭課 (略)

医務課

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に関する事

二 医師及び歯科医師に関する事

三 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)に関する事

四 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関する事

五 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)に関する事

六 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関する事

七 視能訓練士に関する事

八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する事

九 死因究明の施策に関する事

十 医療金融に関する事

十一 地域保健対策協議会に関する事

十二 広島県医療審議会に関する事

十三 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関する事

被爆者支援課―薬務課 (略)

医療介護計画課

一 保健医療計画の推進に関する事

二 医療介護総合確保推進法に基づく広島県計画の推進に関する事

三 高齢者プランの推進に関する事

被爆者支援課―薬務課 (略)

医療介護政策課

- 一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 二 保健医療計画の推進に関すること。
- 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関すること。
- 四 高齢者プランの推進に関すること。
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- 六 小児医療に関すること。
- 七 周産期医療に関すること。
- 八 地域保健対策協議会に関すること。

医療介護基盤課

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 歯科技工士法（昭和三十年法律第六六

四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。

医療介護人材課

- 一 医師確保対策に関すること。
- 二 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 三 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。
- 四 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 五 小児医療に関すること。
- 六 周産期医療に関すること。
- 七 へき地医療に関すること。
- 八 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 十 広島県立三次看護専門学校に関すること。
- 十一 広島県健康福祉センターに関すること。
- 十二 広島県准看護師試験委員に関すること。
- 十三 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

- 十八号) に関する事。
- 四 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) に関する事。
- 五 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) に関する事。
- 六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第五十四号) に関する事。
- 七 医師及び歯科医師に関する事。
- 八 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関する事。
- 九 保健師、助産師、看護師等に関する事。(健康危機管理課の所掌に属するものを除く。)
- 十 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関する事。
- 十一 視能訓練士に関する事。
- 十二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する事。
- 十三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) に基づく介護支援専門員に関する事。
- 十四 医師確保対策に関する事。
- 十五 へき地医療に関する事。
- 十六 死因究明の施策に関する事。
- 十七 医療金融に関する事。
- 十八 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関する事。
- 十九 介護福祉人材の就業支援に関する事。
- 二十 角膜、臓器及び骨髄移植に関する事。
- 二十一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関する事。
- 二十二 介護保険法に基づく事業者及び施設に関する事。
- 二十三 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導・監査に関する事。
- 二十四 広島県医療審議会に関する事。
- 二十五 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関する事。
- 二十六 広島県三次看護専門学校に関する事。
- 二十七 広島県健康福祉センターに関する事。
- 二十八 広島県准看護師試験委員に関する事。

二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。
健康づくり推進課―国民健康保険課 (略)

地域共生社会推進課

- 一・二 (略)
- 三 地域福祉支援計画の推進に関すること。
- 四―六 (略)
- 七 老人福祉法に関すること。(医療介護政策課及び医療介護基盤課の所掌に属するものを除く。)
- 八 (略)
- 九 生活福祉資金に関すること。
- 十 地域福祉活動の推進に関すること。
- 十一 広島県社会福祉審議会に関すること。
- 十二 社会援護課・障害者支援課 (略)
- 2―5 (略)

(商工労働局各課の分掌事務)
第十二条 (略)

- 商工労働総務課―職業能力開発課 (略)
- イノベーション推進チーム
- 一―十八 (略)
- 十九 環境・エネルギー関連産業の集積促進に関すること。
- 二十・二十一 (略)
- 産業人材課・経営革新課 (略)
- 県内投資促進課
- 一―七 (略)
- 八 海外ビジネスの促進に関すること。
- 九 経済交流の推進に関すること。

健康づくり推進課―国民健康保険課 (略)
地域福祉課

- 一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に関すること。
- 二 生活福祉資金に関すること。
- 三 地域福祉活動の推進に関すること。
- 四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。
- 五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百五十四号)に関すること。
- 六 介護保険法に基づく事業者及び施設に関すること。
- 七 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。
- 八 広島県社会福祉審議会に関すること。
- 地域共生社会推進課
- 一・二 (略)

- 三―五 (略)
- 六 老人福祉法に関すること。(医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)
- 七 (略)

社会援護課・障害者支援課 (略)
2―5 (略)

(商工労働局各課の分掌事務)
第十二条 (略)

- 商工労働総務課―職業能力開発課 (略)
- イノベーション推進チーム
- 一―十八 (略)
- 十九・二十 (略)
- 産業人材課・経営革新課 (略)
- 県内投資促進課
- 一―七 (略)

海外ビジネス課

- 一 海外ビジネスの促進に関すること。
- 二 海外からの県内投資の促進に関すること。

観光課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)
第十四条 (略)
土木建築総務課・建設産業課 (略)
用地課

一一九 (略)

十一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十
二号)第二十二条の規定による裁定に関
すること。

一一一四 (略)
技術企画課―道路整備課 (略)
河川課

一一九 (略)

十 特定都市河川浸水被害対策法(平成十
五年法律第七十七号)に關すること。

十一 (略)
砂防課―営繕課 (略)

2・3 (略)

(名称、目的等)
第十九条 (略)

健康福	(略)	(略)	(略)	総務局 主管局課	名称	目的
(略)	(略)	(略)	(略)	福利課 財産管 理課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	広島県 指定管 理者選 定委員 会	広島県公の施設にお ける指定管理者の指 定手続等に関する条 例(平成十六年広島 県条例第二十八号)	の規定に基づき、知 事の諮問に応じ、指 定管理者の候補者の 選定に必要な事項に ついて調査審議する こと。

三 経済交流の推進に關すること。
観光課 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)
第十四条 (略)
土木建築総務課・建設産業課 (略)
用地課

一一九 (略)

一一三 (略)
技術企画課―道路整備課 (略)
河川課

一一九 (略)

十一 (略)

砂防課―営繕課 (略)

2・3 (略)

(名称、目的等)
第十九条 (略)

健康福	(略)	(略)	(略)	総務局 主管局課	名称	目的
(略)	(略)	(略)	(略)	行政経 営管理 課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	広島県 指定管 理者選 定委員 会	広島県公の施設にお ける指定管理者の指 定手続等に関する条 例(平成十六年広島 県条例第二十八号)	の規定に基づき、知 事の諮問に応じ、指 定管理者の候補者の 選定に必要な事項に ついて調査審議する こと。

社局

(略)		医療介 護基盤 課		(略)		
(略)	広島県 准看護 師試験 委員会	広島県 医療審 議会		(略)		
(略)			臨床検査技師等に関 する法律第二十條の 三第一項の登録を受 けた衛生検査所にお ける検査の業務の管 理及び精度の確保に 関する事項について 調査審議すること。	(略)		医療法の規定に基づ き、同法の規定によ りその権限に属させ られた事項を調査審 議するほか、知事の 諮問に応じ、県にお ける医療を提供する 体制の確保に関する 重要事項を調査審議 すること。

社局

(略)		医療介 護人材 課		医療課		
(略)		広島県 准看護 師試験 委員会		広島県 医療審 議会		
(略)			保健師助産師看護師 法（昭和二十三年法 律第二百三三号）の規 定に基づき、准看護 師試験の実施に関す る事務をつかさどる こと。	(略)		医療法の規定に基づ き、同法の規定によ りその権限に属させ られた事項を調査審 議するほか、知事の 諮問に応じ、県にお ける医療を提供する 体制の確保に関する 重要事項を調査審議 すること。

(略)			
(略)	(略)	地域共 生社会 推進課	
(略)	(略)	会 社審議 社会福 広島県	
(略)	(略)	社会福祉法の規定に 基づき、社会福祉に 関する事項（精神障 害者福祉に関する事 項を除く。）を調査 審議し、知事の諮問 に答え、又は関係行 政庁に意見を具申す ること。	

(略)			
(略)	(略)	地域福 祉課	
(略)	(略)	会 社審議 社会福 広島県	
(略)	(略)	社会福祉法の規定に 基づき、社会福祉に 関する事項（精神障 害者福祉に関する事 項を除く。）を調査 審議し、知事の諮問 に答え、又は関係行 政庁に意見を具申す ること。	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。